

八王子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業協力金交付事務取扱要領

制定 五八健健第870号

令和5年7月21日

改正 五八健健第1206号

令和5年8月24日

第1 目的

この要領は、八王子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業協力金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、協力金交付の算定方法及び事務取扱の基準を定めることにより、交付事務の明確化、迅速化を図ることを目的とする。

第2 交付額の算定方法

1 交付対象期間

協力金の交付対象とする期間は、以下のとおりとする。

（1）第一期

令和5年5月1日から7月2日まで

（2）第二期

令和5年7月3日から9月3日まで

（3）第三期

令和5年9月4日から11月5日まで

（4）第四期

令和5年11月6日から12月31日まで

2 算定要件及び交付額の算定方法

協力金の算定は、診療所における新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種が、以下に規定する期間・回数を満たす場合とし、以下の方法により行うものとする。

（1）診療所において、週100回以上の接種を各交付対象期間において4週間以上行う

場合、別表1に定める協力金を交付する。1週間は、月曜日から日曜日までとする

（以下同じ。）

また、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外若しくは夜間または休日における接種体制（ ）を用意していること。

ただし、診療所が自施設以外の施設や個人宅に訪問し、行った接種については接種回数
の算定対象外とする。

「時間外若しくは夜間または休日における接種体制」の定義は以下のとおり。

時間外：当該診療所の標榜する診療時間以外の時間

夜 間：午後 6 時以降（診療所の診療時間に関わらない）

休 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日。

なお、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日、30 日及び 31 日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（診療所の診療日に関わらない。）

ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っていることが必要。

3 接種実績の根拠となる資料の保管等

診療所は、実績報告の根拠となる「接種券付き予診票の写し（医療機関控え）」又は診療録等を保管し、八王子市（以下「市」という。）が確認を要する場合に、これら接種実績を確認できる書類の提示もしくはその写しの提出をしなければならない。確認書類の保管期間は、接種の実施年度の終了から 5 年間とする。

第 3 交付手続

交付対象期間中の各期における接種を実施した診療所は、市が別に定める日までに八王子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業に係る実績報告書（様式 1）、八王子市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業に係る協力金交付請求書（様式 2）及び支払口座振替依頼書（八王子市指定の様式）を八王子市保健所新型コロナウイルスワクチン接種体制確保担当宛てに送付する。

第 4 交付決定及び交付

協力金の交付決定及び交付は、次のとおりとする。

- 1 第 3 に定める実績報告書等の提出があったときは、市は提出書類等により実績の確認を行い、協力金の交付決定を行うものとする。
- 2 前項の規定により交付決定を行ったときは、交付決定を行った診療所に対して、速やかに協力金を交付する。協力金は、口座振替払等により交付する。

第 5 決定の取消し

協力金の交付を受けた診療所が偽り、その他の不正な手段により交付を受けたとき又は協力金の交付に係る接種実績が確認できないときは、市は協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 6 協力金の返還

第 5 の規定により協力金の交付を取り消した場合であって、既に診療所に協力金の交付を行っている場合は、市は期限を定めて、その返還を命ずることができる。

第 7 違約加算金

第 6 の規定により市が協力金の返還を命じたときは、協力金の交付を受けた診療所は、当該命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 8 延滞金

第 6 の規定による協力金の返還の命令を受けた診療所が納期日までに納付しなかったときは、当該診療所は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 2 1 日から施行し、同年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 8 月 2 4 日 5 八健健第 1 2 0 6 号）

この要綱は、令和 5 年 8 月 2 4 日から施行し、同年 8 月 1 5 日から適用する。

別表 1

1 週間当たり接種回数	協力金単価
1 0 0 回以上	2 , 0 0 0 円 / 回